

「被災住宅修理等勉強会」

(能登半島地震関係事例紹介)

応急修理制度

令和7年1月20日(月)

富山県県民会館

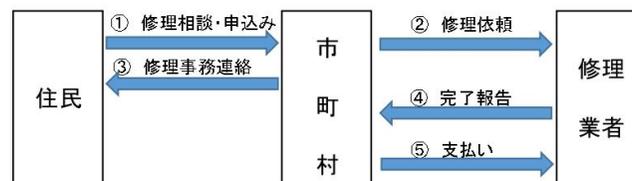
【令和6年1月能登半島地震関係】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき、市町村が工事業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や床、外壁、基礎、トイレ、浴槽など日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。(工事前、工事中、工事後)
- ・設備の交換は同等品に限ります。
- ・設備の型番・形式が分かるように撮影してください。

対象地域・対象者

対象地域: 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

対象世帯: 上記市町村で、罹災証明書において、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

※「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象になります。

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額 (1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊: 706,000 円以内
準半壊: 343,000 円以内

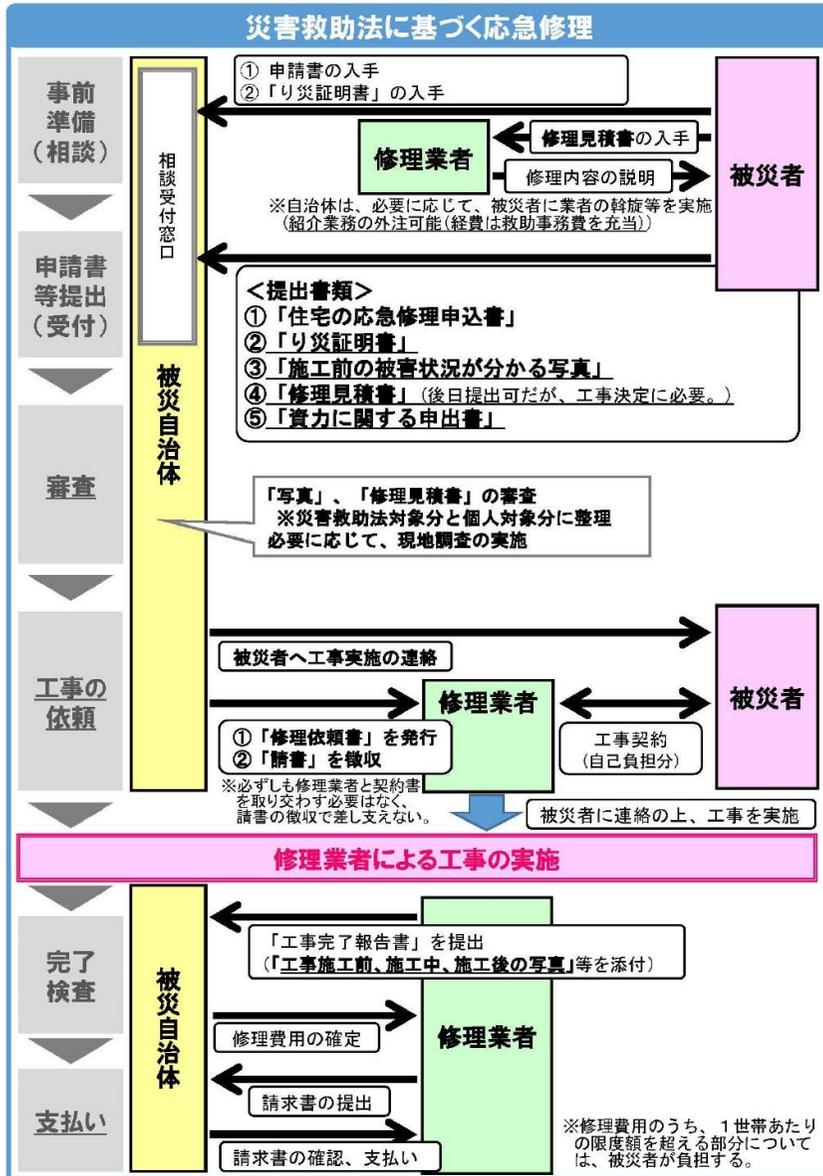
完了期限

令和7年10月31日

※制度の活用・相談は各市町村の窓口へお問い合わせください。
連絡先は県ホームページをご確認ください。

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

災害救助事務取扱要綱（令和5年6月）より抜粋



応急修理の優先順位

法による応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等 の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は、屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきであること。近年、風水害等により壁や床が浸水被害により損害を被っているにもかかわらず、優先度の低いユニットバスの交換や浸水していないシステムキッチンの吊戸棚等の修理を応急修理の対象として申請をするケースがある。緊急を要する床や外壁等を応急修理の対象としない等の事例が多発していることから、応急修理の優先度を次のとおり示すこととする。都道府県等又は事務委任を受けた市町村は、応急修理の内容を確認の上、緊急性の高い部位の修理を優先して行うよう被災者や修理業者に促すこと。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた内・外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気 扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

様式第1号

申込日 令和 6年 1月 1日

住宅の応急修理申込書

〇〇市町村 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 富山市新総曲輪〇〇番地

【現在の住所】 富山市新総曲輪〇〇番地

【現在の連絡先（TEL）】 000-0000-0000 (自宅・携帯・勤務先・その他)

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 〇〇年 〇月 〇〇日生（〇〇歳）

【氏 名】 富山 太郎

1 被災日時 令和6年1月1日

2 災害名 令和6年1月能登半島地震

3 住宅の被害の程度 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

〇市町村が発行する「り災証明書」又は「被災者台帳等」に基づき、被害の程度に〇をつけてください。

〇中規模半壊、半壊、準半壊の場合は、資力に係る申出書（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に〇をつけてください。)

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ サッシ
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他 ()

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

記入例

資力に係る申出書

〇〇市町村長 様

私、_____は、令和6年1月能登半島地震のため、住家が中規模半壊・半壊・準半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

例示1 収入は年金のみで生活費だけでなく、余裕がない。そのため、応急修理を実施できる資力はありません。

例示2 生活費や〇〇ローンの支払いなどで余裕がない。そのため、応急修理を実施できる資力はありません。

例示3 施設に入所している母、息子の大学の学費と生活費の仕送りがある。そのため、応急修理を実施できる資力はありません。

例示4 大雨被害で店舗を閉鎖し、収入が全くない状況である。そのため、応急修理を実施できる資力はありません

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

半壊以上の記載例

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 **半壊** ・ 準半壊)
 ※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 1,650,000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 706,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 944,000 円 (消費税込)

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、限度額70.6万円を超えることから、70.6万円を記載する。

工事名称	金額 (消費税込)	うち (※1)	対象分 (※2)	備考
① 屋根工事 (ルーフィング、瓦交換)	750,000 円		706,000 円	
② 仮設足場	200,000 円		- 円	
③ 天井工事 (天板、壁紙)	150,000 円		- 円	
④ 窓工事 (サッシ交換)	200,000 円		- 円	
⑤ 床工事 (床下断熱・下地板、床板交換)	350,000 円		- 円	
⑥	0 円		0 円	
合 計	1,650,000 円		706,000 円	

- ※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内
 準半壊の場合： 343,000円の範囲内
- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	***-***-****
代表者名	○ ○ ○ ○

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

準半壊の記載例

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ **準半壊**)
 ※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 650,000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 343,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 307,000 円 (消費税込)

例では、応急修理対象分の金額は65万円だが、限度額34.3万円を超えることから、34.3万円を記載する。

工事名称	金額 (消費税込)	うち (※1)	対象分 (※2)	備考
① 屋根工事 (瓦交換)	350,000 円		343,000 円	
② 仮設足場	150,000 円		- 円	
③ 窓工事 (サッシ交換)	150,000 円		- 円	
④	円		- 円	
⑤	0 円		- 円	
⑥	0 円		0 円	
合 計	650,000 円		343,000 円	

- ※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内
 準半壊の場合： 343,000円の範囲内
- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	***-***-****
代表者名	○ ○ ○ ○

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 6年 1月 日

〇 〇 市町村 長 あて

住所 富山市新総曲輪〇〇番地

氏名 富山 太郎

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 居間、炊事室、浴室

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地板が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など)
② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地板 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

様式第6号

請 書

印紙
貼付

- 1 件 名 : 〇〇〇〇〇邸 応急修理業務
- 2 履行場所 : 〇〇市△△△ □—〇—△
- 3 履行期間 : 令和6年 月 日から令和6年 月 日まで
- 4 契約金額 : 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 年 月 日 第 号

〇〇市町村契約規則、関係書類(応急修理見積書、修理依頼書等)、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和6年 月 日

〇〇〇〇市町村長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

工事完了報告書

記載の必要はありません

〇〇市町村 長様

(施工業者) ※代表者印押印 (見積書と同じ印)
会社名
代表者名

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 富山市新総曲輪〇〇番地

氏名 富山 太郎

2 対象住宅所在地

富山市新総曲輪〇〇番地

3 受付番号

記載の必要はありません

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書(写)
- ・修理写真(修理前、修理中、修理後)報告書

見守り新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。



©Kurosaki Gen

保険の**申請は無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に**写真**を見せたら**修理の必要はない**と言われた。申込書には「**保険適用前にキャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。
(80歳代 男性)

災害に便乗した悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の勧誘に注意



見守るくん

- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ **準半壊**)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 1,800,000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 343,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 1,457,000 円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)		備考
		金額	円	
① 仮設工事	74,360 円	—	円	
② 解体工事	49,500 円	—	円	
③ 基礎工事	99,660 円	99,660	円	
④ 木・建材工事	560,890 円	243,340	円	
⑤ 外壁工事	149,380 円	—	円	
⑥ その他工事等	866,210 円	—	円	
合計	1,800,000 円	343,000	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内
準半壊の場合： 343,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

Case01 準半壊

小矢部市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和6年3月26日

住 所	小矢部市五郎丸62
会社名	株式会社アキ
電話番号	0766-69-8703
代表者名	代表取締役 加藤 明博

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和6年4月3日

住 所	小矢部市 [REDACTED]
氏 名	高田 [REDACTED]

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

工事前



工事後

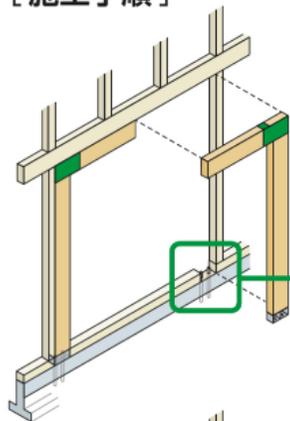


施工中

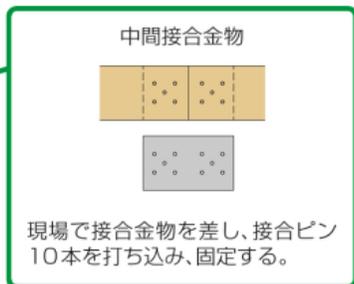
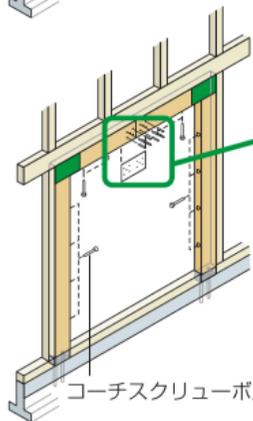
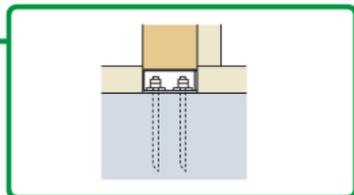


FRAME II (フレームII)

〔施工手順〕



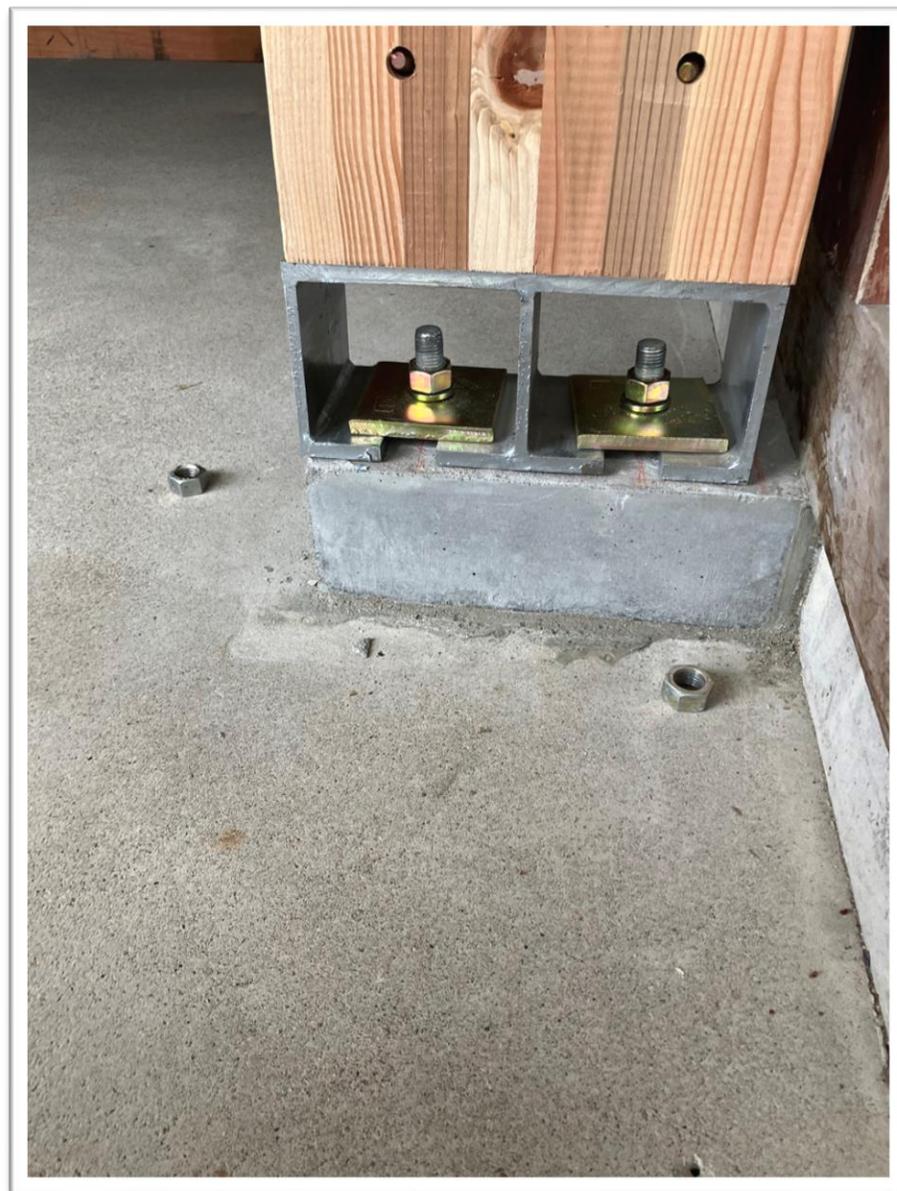
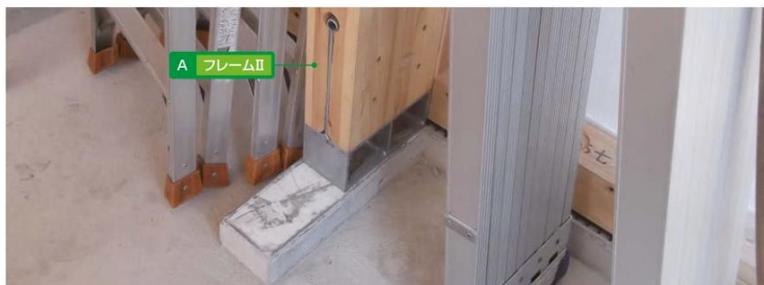
J-耐震開口フレームは、L字型部材2分割にて現場に搬入されます。リフォームの場合、あと施工アンカー(アンカーボルト)は、現場調達品となります。



中間接合金物

現場で接合金物を差し、接合ピン10本を打ち込み、固定する。

- ※既存建物への固定
- ・中間接合金物1箇所
 - ・接合ピン10本
 - ・コーチスクリューボルト12箇所



修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ **準半壊**)
 ※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 561,000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) (※1) 343,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 218,000 円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)		備考
		金額	円	
① 仮設工事	78,650 円	-	円	
② 屋根工事	136,400 円	136,400	円	
③ 床工事	288,090 円	206,600	円	
④ その他工事	57,860 円	-	円	
⑤	円		円	
⑥	円		円	
合 計	561,000 円	343,000	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内
 準半壊の場合： 343,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

Case02 準半壊

小矢部市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和6年4月4日	住 所	小矢部市五郎丸62
	会社名	株式会社アキ
	電話番号	0766-69-8703
	代表者名	代表取締役 加藤 明博

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和6年4月15日	住 所	小矢部市 [REDACTED]
	氏 名	長田 [REDACTED]

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

工事前



工事後



施工中



工事前



工事後



施工中



修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ **半壊** ・ 準半壊)
 ※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 862,620 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) (※1) 706,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 156,620 円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)		備考
① 基礎工事	471,130 円	471,130 円		
② 外壁工事	21,450 円	21,450 円		
③ 内壁工事	84,040 円	84,040 円		
④ 屋根工事(瓦)	236,500 円	129,380 円		
⑤ 諸経費等	49,500 円	- 円		
⑥	円			
合 計	862,620 円	706,000 円		

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内
 準半壊の場合： 343,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

Case03 半壊

小矢部市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和6年7月9日	住 所	小矢部市五郎丸62
	会社名	株式会社アキ
	電話番号	0766-69-8703
	代表者名	代表取締役 加藤 明博

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和6年7月10日	住 所	小矢部市 [REDACTED]
	氏 名	山下 [REDACTED]

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

工事前



工事後



施工中



工事前



工事後



施工中

